



市 章

# 大津市公報

平 成 29 年 2 月 15 日  
号 外 ( 第 5 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 2 大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則..... 1
- 3 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 7
- 4 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 7
- 5 大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 9
- 6 大津市火災予防規則の一部を改正する規則..... 9

### 企 業 局 管 理 規 程

- 1 大津市企業局会計規程の一部改正.....10

## 規 則

大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則を公布する。

平成29年 2 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 2 号

大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書等)

**第 2 条** 省令第140条の63の 5 第 1 項の申請書は、第 1 号事業者指定申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 省令第140条の63の 5 第 2 項の申請書は、第 1 号事業者指定更新申請書（様式第 2 号）によるものとする。

(指定の有効期間)

**第 3 条** 省令第140条の63の 7 の市町村が定める期間は、6 年とする。

(廃止又は休止の届出等)

**第 4 条** 省令第140条の62の 3 第 2 項第 4 号の規定による届出は、廃止・休止届出書（様式第 3 号）により行わなければならない。

2 指定事業者は、休止した第 1 号事業を再開したときは、再開届出書（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、省令第140条の63の 5 第 1 項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更届出書（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

(その他)

**第 5 条** この規則に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 1 号事業者指定申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

介護保険法に規定する第 1 号事業を行う事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ) 県 郡市 (ビルの名称等)					
	連 絡 先	電話番号			F A X 番号		
	法 人 の 種 別				法人所轄庁		
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名	フリガナ 氏 名			生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 ) 県 郡市 (ビルの名称等)					
事業所	フリガナ 名 称						
	所 在 地	(郵便番号 ) 県 市 (ビルの名称等)					
	連 絡 先	電話番号			F A X 番号		
				実施 事業	指定の申請をする事業 の事業開始予定年月日	既に指定を受けている 事業の指定年月日	
第 1 号事業の 種類	指定を受けようとする	介護予防訪問介護相当サービス					
		訪問型サービス A (生活援助特化型)					
		介護予防通所介護相当サービス					
介護保険事業所番号						(既に指定を受けている場合)	
医療機関コード等							

備考

- 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、株式会社等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「 」を記入してください。
- 「指定の申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 保険医療機関、保険薬局、介護老人保健施設又は訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

第 1 号事業者指定更新申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

介護保険法に規定する第 1 号事業を行う事業所に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名 称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
	法人の種類別		法人所轄庁		
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
事業所	フリガナ 名 称				
	所在地	(郵便番号 ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
第 1 号 更新を受けようとする 事業の種類	種 類				
	現に受けている 指定の有効期間 満了日	年 月 日			

備考

- 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、株式会社等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

様式第 3 号 ( 第 4 条関係 )

廃止・休止届出書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

所在地  
事業者 名称  
代表者氏名

印

次のとおり事業を廃止又は休止するので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
廃止・休止する事業所	名称												
	所在地												
第 1 号 事 業 の 種 類													
廃 止 ・ 休 止 の 別	廃止・休止												
廃 止 ・ 休 止 す る 年 月 日	年 月 日												
廃 止 ・ 休 止 す る 理 由													
現に事業を受けている者に対する措置													
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日												

様式第 4 号 (第 4 条関係)

再 開 届 出 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地  
事業者 名称  
代表者氏名

印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
再 開 し た 事 業 所	名称												
	所在地												
第 1 号 事 業 の 種 類													
再 開 し た 年 月 日	年 月 日												

備考 介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第 5 号 ( 第 4 条関係 )

変 更 届 出 書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

所在地  
事業者 名称  
代表者氏名

印

次のとおり事業の内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
指 定 内 容 を 変 更 し た 事 業 所	名称												
	所在地												
第 1 号 事 業 の 種 類													
変 更 内 容	( 変 更 前 )												
	( 変 更 後 )												
変 更 年 月 日	年 月 日												

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年2月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第3号**

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則  
大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。  
別表第2項の表に次のように加える。

病児保育施設整備費補助金	病児保育施設を整備するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
--------------	---------------------------------------------

別表第4項の表温泉旅館等施設整備資金利子補給金の項の次に次のように加える。

観光トイレ洋式化整備補助金	観光トイレの洋式化整備を行う事業に対して補助金を交付し、観光地を訪れる者の利便性と快適性の向上を図り、もって本市の観光の振興に資すること。
---------------	-----------------------------------------------------------------------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年2月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第4号**

大津市契約規則の一部を改正する規則  
大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第2号の2中「あて先」を「宛先」に、

「	「	を	」	に改める。
」	」		」	

清掃施設		清掃施設	解体
特定・一般		特定・一般	特定・一般

様式第11号契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項第1条第2項を削り、同条項中第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

**第3条** 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払わなければならない。

第 1 条第 1 号又は第 2 号の規定によりこの契約が解除された場合においてその原因が売払人の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第 3 号の規定によりこの契約が解除されたとき。

売払人がその債務の履行を拒否し、又は売払人の責めに帰すべき事由によって売払人の債務について履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

売払人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

売払人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

売払人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

様式第 12 号備考第 5 項第 1 号を次のように改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 8 条の 2** 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

前条第 1 号から第 4 号までの規定によりこの契約が解除された場合においてその原因が乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第 5 号若しくは第 6 号の規定によりこの契約が解除されたとき。

乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

様式第 12 号備考第 5 項第 2 号中「前条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に、「同条第 2 項」を「前条第 1 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

次項の規定を適用する場合における第 1 号の適用については、同号中「第 8 条の次」とあるのは「第 8 条の 2 の次」と、「第 8 条の 2」とあるのは「第 8 条の 3」と、「前条第 1 号」とあるのは「第 8 条第 1 号」とする。

様式第 12 号備考第 6 項第 2 号中「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改める。

様式第 13 号備考第 6 項を次のように改める。

- 6 受託者の責めに帰すべき事由又は受託者の役員等が暴力団員であると認められる等の事由により契約を解除した場合における違約金の定めをするときは、次に掲げるようにする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 7 条の 2** 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

前条第 1 号若しくは第 2 号の規定によりこの契約が解除された場合においてその原因が乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第 3 号若しくは第 4 号の規定によりこの契約が解除されたとき。

乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人



乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

次項の規定を適用する場合における前号の適用については、同号中「第7条の次」とあるのは「第7条の2の次」と、「第7条の2」とあるのは「第7条の3」と、「前条第1号」とあるのは「第7条第1号」とする。

様式第14号工事請負契約書第44条第2項及び第3項を削り、同契約書第45条第1項中「第44条第1項」を「第44条」に改め、同契約書第45条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

**第45条の2** 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第44条の規定によりこの契約が解除された場合

受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

3 第44条第1号から第6号までの規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

様式第14号工事請負契約書第47条第3項及び第8項中「又は第44条の2」を「、第44条の2又は第45条の2第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年2月15日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第5号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則(昭和42年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術又は腹腔鏡下胃全摘術の項中「(先進医療として保険診療との併用が認められた場合は、550,000円)」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年2月15日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第6号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則(昭和59年規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「有効期限 年 月 日」を「交付日 年 月 日」に、「年 月 日 交付」を「有効期限 年 月 日」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 企 業 局 管 理 規 程

### 大津市企業局管理規程第 1 号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 2 月15日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

目次中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸（）」を「棚卸し（）」に改める。

第 2 条第 2 項及び第 3 項中「契約管財課長」を「料金収納課長」に改める。

第 2 章の章名中「および帳簿ならびに」を「及び帳簿並びに」に改める。

第 3 章及び第 4 章の章名中「および」を「及び」に改める。

「第 5 章 たな卸資産」を「第 5 章 棚卸資産」に改める。

第38条の見出し中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

棚卸資産とは、棚卸經理を行う貯蔵計量器（貯蔵品である計量器をいう。第46条において同じ。）をいう。

第38条第 2 項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第40条中「契約管財課長」を「料金収納課長」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第41条各号列記以外の部分中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「の各号」を削り、同条第 1 号を次のように改める。

購入したものについては、購入に要した価額

第41条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

修繕のために払い出し、再度受け入れたものについては、その払出価額に修繕に要した価額を加算した額

第42条中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「および物品受払簿」を削る。

第44条第 1 項各号列記以外の部分中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同項第 1 号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「および」を「及び」に改め、同条第 2 項中「および物品受払簿」を削る。

第45条を次のように改める。

#### 第45条 削除

第46条第 1 項中「第38条第 1 項各号に掲げる物品で公営企業の資産」を「棚卸資産」に、「ものを」を「貯蔵計量器を」に、「再用」を「再使用」に、「または」を「又は」に、「たえなく」を「耐えなく」に改め、「、再使用できるものは第41条第 2 号および第42条の規定により受け入れ」を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 企業出納員は、前項の規定により再使用できるものとして区分した貯蔵計量器について第41条第 3 号の規定により受入価額を算定し、第42条に規定する方法により受け入れなければならない。

「第 3 節 たな卸」を「第 3 節 棚卸し」に改める。

第 6 章の章名中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第53条第 1 項中「第38条第 1 項各号に」を「次に」に、「または」を「又は」に改め、同項に次の各号を加え、同条第 2 項を削る。

消耗品

消耗工具、器具及び備品

材料

計量器

ガス器具

第54条第 1 項中「企業出納員」を「各課の長」に改め、「第38条第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる物品のうちたな卸資産勘定から払い出されたものまたは」及び「、あわせて」を削り、同条第 2 項を削る。

第55条中「企業出納員」を「各課の長」に、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「および」を「及び」に改める。

第 7 章第 3 節の節名中「および」を「及び」に改める。

第68条第 1 項中「機械、器具その他これに類する固定資産」を「固定資産である計量器」に、「または」を「又は」に、「たえなく」を「耐えなく」に、「、再使用できるものは、第41条第 2 号および第42条の規定によりたな卸資産に振り替え」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 第46条第 2 項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第46条第 2 項中「貯蔵計量器」

とあるのは、「固定資産である計量器」と読み替えるものとする。  
別表第2中「たな卸資産減耗費」を「棚卸資産減耗費」に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年3月1日から施行する。